

## 四 電 工 健 康 保 険 組 合 規 約

2025 年 3 月 1 日改正

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">四 電 工 健 康 保 険 組 合 規 約</p> <p>第 1 章 総 則</p> <p>(組合の目的)</p> <p>第 1 条 この健康保険組合（以下「組合」という。）は、健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号。以下「法」という。）に基づき、この組合の組合員である被保険者の健康保険を管掌することを目的とする。</p> <p>(組合の名称)</p> <p>第 2 条 この組合は、四 電 工 健 康 保 険 組 合 と い う。</p> <p>(組合の事務所等)</p> <p>第 3 条 この組合の事務所は、次の場所に置く。 所在地 香川県高松市花ノ宮町 2 丁目 3 番 9 号</p> <p style="text-align: center;">－ 省 略 －</p> <p>(通常組合会)</p> <p>第 1 7 条 通常組合会は、毎年 2 月及び 7 月に招集することを常例とする。</p> <p style="text-align: center;">－ 省 略 －</p> <p>(保険料及び調整保険料の負担割合)</p> <p>第 4 5 条 一般保険料額及び調整保険料額の 9 8 分の 5 6 . 3 5 は事業主、9 8 分の 4 1 . 6 5 は被保険者において負担する。</p> <p style="text-align: center;">－ 省 略 －</p> <p>附 則 この規約は、2 0 2 5 年 3 月 1 日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">四 電 工 健 康 保 険 組 合 規 約</p> <p>第 1 章 総 則</p> <p>(組合の目的)</p> <p>第 1 条 この健康保険組合（以下「組合」という。）は、健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号。以下「法」という。）に基づき、この組合の組合員である被保険者の健康保険を管掌することを目的とする。</p> <p>(組合の名称)</p> <p>第 2 条 この組合は、四 電 工 健 康 保 険 組 合 と い う。</p> <p>(組合の事務所等)</p> <p>第 3 条 この組合の事務所は、次の場所に置く。 所在地 香川県高松市花ノ宮町 2 丁目 3 番 9 号</p> <p style="text-align: center;">－ 省 略 －</p> <p>(通常組合会)</p> <p>第 1 7 条 通常組合会は、毎年 2 月及び 6 月に招集することを常例とする。</p> <p style="text-align: center;">－ 省 略 －</p> <p>(保険料及び調整保険料の負担割合)</p> <p>第 4 5 条 一般保険料額及び調整保険料額の 1 0 2 分の 5 8 . 6 5 は事業主、1 0 2 分の 4 3 . 3 5 は被保険者において負担する。</p> <p style="text-align: center;">－ 省 略 －</p>	<p>開催時期を修文する</p> <p>健康保険料率の負担割合の変更</p>